平成２５年（フ）第３４５号
兵庫県尼崎市田能１丁目15番18号　田能ロータリーハイツ205号、前住所兵庫県尼崎市椎堂１丁目14番58号
債務者　尾方佐千子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５１号
兵庫県尼崎市額田町18番12―301号
債務者　松本　憲二
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５２号
兵庫県尼崎市額田町18番12―301号
債務者　松本　朱民（旧姓葛）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７８号
奈良県桜井市大字金屋254番地の１　県営住宅２―503
債務者　飯田朱実こと　章　　明美(旧姓平井)
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１８０号
奈良市東九条町1424番地　北和県住６―205号
債務者　中世古幸男
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１０号
奈良市大宮町１丁目133番地の１　レオパレス大宮101号
債務者　コマイヨシミこと駒井夕子こと　陳芳朱
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４３号
鳥取県米子市昭和町77番地３　吉田マンション105号、旧住所鳥取県米子市西福原３丁目６番16号
債務者　神本　和斉
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１７１号
愛媛県松山市土居田町598番地７　パールハイツ301号
債務者　中川　永一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
福岡県久留米市城島町江上上455番地９
債務者　原野　愛子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４４号
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津158番地７
債務者　アミューズメントパークアイズ小城店こと　山之内義明
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
佐賀県佐賀市日の出１丁目２番19号
債務者　中川　　元
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
佐賀県佐賀市開成１丁目６番104―22号　県営鍋島団地
債務者　原口　明子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
佐賀県杵島郡白石町大字今泉2143番地
債務者　古賀　秋光
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５４号
佐賀県杵島郡白石町大字今泉2143番地
債務者　古賀　ミサエ
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８８号
佐賀県杵島郡白石町大字福田2298番地１
債務者　片渕　　智
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４０号
宮崎市天満町８番35号　スカイコート宮崎102号
債務者　清水　裕文
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５６号
宮崎市清武町今泉甲159番地14
債務者　竹井　勇人
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係